○浦安市空家等及び空き住戸の適正管理に関する条例

令和6年3月25日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等及び空き住戸の適正な管理に関し、所有者等及び市の責務並びに市民等の取組について明らかにするとともに、空家等及び空き住戸の適正な管理を図るために必要な基本となる事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 空家等 本市に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう。
 - (2) 空き住戸 本市に所在するマンション(マンションの管理の適正化の推進に関する 法律(平成12年法律第149号)第2条第1号に規定するマンションをいう。)の住戸で あって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの(国又は地方公共団体 が所有し、又は管理するものを除く。)をいう。
 - (3) 所有者等 空家等又は空き住戸の所有者又は管理者をいう。

(所有者等の責務)

- 第3条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等及び空き住戸の適正 な管理を行うとともに、国、千葉県又は市が実施する空家等及び空き住戸に関する施策に 協力するよう努めるものとする。
- 2 所有者等は、当該空家等及び空き住戸を使用する見込みがないときは、賃貸、譲渡その 他活用するための取組を行うよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、空家等及び空き住戸に関する対策を実施し、並びに空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

(市民等の取組)

第5条 市民等は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市にその情報を 提供することができる。

(協議会)

- 第6条 本市に、別に条例で定めるところにより、浦安市空家等対策協議会を置く。 (空家等及び空家等の跡地の活用等)
- 第7条 市長は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの円滑な活用のために必要な対策を講ずるものとする。

(空き住戸の流通の促進)

第8条 市長は、空き住戸の流通の促進のために必要な対策を講ずるものとする。

(関係機関等との連携)

- 第9条 市長は、空家等及び空き住戸に関する対策の実施並びに空家等に関する措置に関し 必要があると認めるときは、警察その他の関係機関等に必要な協力を求めることができる。 (緊急安全措置)
- 第10条 市長は、空家等の倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な危害が及ぶこと を避けるために緊急の必要があると認めるときは、その危害を避けるために必要な最小限 度の措置を講ずることができる。
- 2 市長は、前項の規定により措置を講じたときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容をその空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該通知を受けるべき所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、その内容を公告することをもってこれに代えることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等 の所有者等から徴収することができる。この場合において、市長は、特に必要があると認 めるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
 - (浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例 第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(浦安市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

3 浦安市附属機関の設置等に関する条例(令和4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略